

INFORMATION

本庁 328-8686 万町9-25 FAX21-2673
大平総合支所 329-4492 大平町富田558 FAX43-9205 FAX43-8818
藤岡総合支所 323-1192 藤岡町藤岡1022-5 FAX62-0900 FAX62-4625
都賀総合支所 328-0192 都賀町家中5982-1 FAX29-1100 FAX28-0169
西方総合支所 322-0692 西方町本城1 FAX92-0300 FAX92-2611
岩舟総合支所 329-4392 岩舟町静5133-1 FAX55-7751 FAX55-4910

お知らせ

栃木市立地適正化計画の素案に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、居住や都市機能の立地を誘導し、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するために「立地適正化計画」の策定を進めています。この素案に対する皆さんの意見をお寄せください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

東日本台風で被災した国民健康保険・後期高齢者医療加入の方へ医療費の支払い免除期間の終了・支払った医療費の還付申請

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

令和元年東日本台風(台風19号)で被災した国保・後期加入者の医療費(一部負担金)の支払い免除期間が9月30日で終了しました。なお、対象期間中に医療機関等の窓口にて支払った医療費の還付申請は、診療を受けた日の翌日から起算して2年間申請できますので、対象の方はご確認ください。

高齢者医療以外の健康保険に加入の方は、ご自身が加入している保険に問い合わせください。

栃木県知事選挙

告示日 10月29日(木)
選挙期日 11月15日(日)
7時~19時(一部16時または18時まで)

感染症対策

投票所及び開票所において、消毒液の設置や換気などを行います

投票先

国保課 保険医療課(市役所本庁舎2階) または各総合支所市民生活課

国保課

国民健康保険(21)2131
後期高齢者医療(21)2137

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で要件を満たした方は申請により傷病手当金が支給されますが、このたび適用期間が12月31日まで延長されました。

有料公園施設の一部が変更となります

岩舟総合運動公園において多目的競技場として利用されていた野球場・陸上競技場・サッカー場は、民設民営によるサッカースタジアムにリニューアルさ

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

配偶者や交際相手等から暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

栃木県知事選挙の投票日はふれあいバス無料運行

11月15日(日)の投票当日は、ふれあいバス全路線全区間で運賃が無料となります。

知らせて守る こどもの未来(令和2年度標語)
児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に悪影響を及ぼすものです。

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

身体的虐待 打撲、けい、熱湯をかける、タバコの火を押しつけるなど
心理的虐待 言葉によるおどかし、無視、他のきょうだいで著しく差別する、夫婦間の暴力を子どもに見せるなど

「声かけ運動」の推進

地域の子どもの成長に目を向け、出会った時にはあいさつを心掛けてみましょう。

困った時は・・・

心のこと・身体のこと・家族のこと・「誰にも言えなかった」心配なこと・困っていることなど、ひとりでも悩まず相談してください。

相談・通告先

子育て支援課(21)2227
11月は「子ども・若者育成支援強調月間」を輝く未来育て支えて見守って

11月は児童虐待防止推進月間・オレンジリボン街頭キャンペーン

11月は児童虐待防止推進月間・オレンジリボン街頭キャンペーン
189(いちちやく)

女性の人権ホットライン

女性の人権ホットライン(宇都宮地方事務局)
0570-0700-810

個人権・男女共同参画課

個人権・男女共同参画課(21)2162

11月は児童虐待防止推進月間・オレンジリボン街頭キャンペーン

11月は児童虐待防止推進月間・オレンジリボン街頭キャンペーン
189(いちちやく)

経営相談・税務相談・相続税申告
小さな疑問、お気軽にご相談ください
(認定経営革新等支援機関)
篠木税務会計事務所
税理士・行政書士 篠木 一夫
税理士 渡邊 敬

112ch LIFEチャンネル
コミュニティチャンネル
生活安全情報
9月1日リニューアル!
気象情報、安全・安心に関する情報をタイムリーに発信中!

人間国宝、近現代の巨匠から若手作家まで魅力ある作品を取り扱っております。
人気作家の個展も随時開催しております。
ぎやらりい ぜん株式会社
TEL.0282-25-0017 FAX.0282-20-3217
OPEN:水~日/10:00~18:00 CLOSE:月・火
http://www.galleryzen.co.jp/

人間国宝、近現代の巨匠から若手作家まで魅力ある作品を取り扱っております。人気作家の個展も随時開催しております。ぎやらりい ぜん株式会社... 篠木税務会計事務所... 112ch LIFEチャンネル...